

登 録 証

建設業法施行規則第 18 条の 3 の 5 の規定により、下記の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録（更新）する。

記

名 称	一般社団法人 日本グラウト協会
登録番号	25
所在地	東京都文京区後楽 1 丁目 1 番 2 号 春日ビル 9 階
代表者	中森 保
事務所の名称	一般社団法人 日本グラウト協会
事務所の所在地	東京都文京区後楽 1 丁目 1 番 2 号 春日ビル 9 階
登録年月日	令和元年 11 月 26 日
事務開始日	令和元年 11 月 26 日
有効期限日	令和 6 年 11 月 26 日
登録基幹技能者講習の種目	登録グラウト基幹技能者

令和元年 11 月 25 日

国土交通大臣 赤羽 一 嘉

